

「企業買収における行動指針」の解釈について（案）、
「企業買収における行動指針」のポイント（案）」及び
「企業買収における行動指針」Q&A（案）」に対する意見公募要領

令和8年6月18日
経済産業省 経済産業政策局 産業組織課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

経済産業省は、2023年8月31日付で、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を中心に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示する「企業買収における行動指針」を策定しました。

その後、ベストプラクティスという当事者間の共通の判断枠組みの下で、真摯な買収提案に対する真摯な検討がより一層実行されるようになり、日本企業が関連するM&Aの件数・金額も2024年・2025年と2年連続で増加し、本指針が参照される場面が増加しております。

一方で、本指針の趣旨が十分に理解されていない可能性が指摘されていることも踏まえ、経済産業省は「公正な買収の在り方に関する研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）を再開しました。関係者に対するヒアリングにおいても、不十分な理解又は認識の乖離の可能性を裏付ける声が確認されました。

経済産業省は、「企業買収における行動指針」を維持することを前提として、買収を巡る関係者において指針の趣旨がより適切に理解されるよう、「企業買収における行動指針」のポイント」及び「企業買収における行動指針」Q&A」を新たに作成する予定です。

つきましては、広く国内外の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

なお、「公正な買収の在り方に関する研究会」に関する資料及び議事要旨は、下記経済産業省のホームページに掲載されています。

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/index.html

2. 意見公募の対象

「企業買収における行動指針」の解釈について（案）」

「企業買収における行動指針」のポイント（案）」

「企業買収における行動指針」Q&A（案）」

※参考英訳として「Interpretation of the “Guidelines for Corporate Takeovers” (Draft)」、
「Key Points of the “Guidelines for Corporate Takeovers” (Draft)」、
「Q&A on the “Guidelines for Corporate Takeovers” (Draft)」がございます。

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260618004/20260618004.html>

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

2026年6月18日（木）～2026年7月17日（金）（日本時間）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業組織課 パブリックコメント担当あて

（3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bzl-s-sansei-sangyososhiki@meti.go.jp

（電子メールの件名を「「企業買収における行動指針」の解釈について（案）」、「企業買収における行動指針」のポイント（案）」及び「企業買収における行動指針」Q&A（案）」に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

